

30御監第135号
平成30年8月23日

御殿場市長　若林洋平様

御殿場市監査委員　鈴木健
御殿場市監査委員　勝間田博文

平成29年度御殿場市特別会計の 資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度御殿場市特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

平成29年度 御殿場市特別会計 資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

- 1 資金不足比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年6月12日から8月22日まで

第3 審査の方法

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位: %)

| 区分 | 平成29年度 | 経営健全化基準 | (参考) |
|--------------|--------|---------|--------|
| | | | 平成28年度 |
| 簡易水道特別会計 | — | 20.0 | — |
| 観光施設事業特別会計 | — | 20.0 | — |
| 公共下水道事業特別会計 | — | 20.0 | — |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | 20.0 | — |
| 公設浄化槽事業特別会計 | — | 20.0 | — |
| 上水道事業会計 | — | 20.0 | — |
| 工業用水道事業会計 | — | 20.0 | — |

※資金不足額がない場合は、「—」で表示。

第5 総括意見

上記各会計の資金不足比率は経営健全化基準を下回っており、引き続き健全な経営に努められるよう要望する。